

原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ 範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書

2011年の福島第一原子力発電所の事故においては、放射能汚染の範囲が立地自治体にとどまらず、40～50 km離れた地域にまでおよび、多くの住民が長期にわたり避難しなければならない事態となった。このことから、原子力発電所の稼働については、想定外の過酷事故の可能性を考えなければならなくなり、原子力発電所から概ね30 kmの範囲にある自治体では、避難計画の策定をするよう国から義務付けられた。そのため、島根原子力発電所事故に対しては、島根県・松江市だけでなく、出雲市・安来市・雲南市、鳥取県・米子市・境港市の各自治体において、地域防災計画および広域住民避難計画の作成をしている。

一方、原子力発電所の再稼働および新規稼働に対する地元同意については、明確な仕組みは存在せず、電力会社と地元自治体に任されており、地元同意の法的な根拠は現在も制定されていない。

島根原子力発電所の2号機・3号機については、新規規制基準の適合性について審査中であり、今年中にも審査結果が出ることも考えられるが、関係首長からの再三の申し入れにもかかわらず、周辺自治体の安全協定は立地自治体と同等なものにはなっていない。

住民の生命に直結する問題であることの重要性に鑑み、国において、UPZ 圏内にあるすべての道府県および市町村の同意を再稼働及び新規稼働の要件とする新たな法制度を構築することを強く求める。

なお、新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な事前了解権を含む安全協定が締結できるよう支援することを併せて求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年 3月20日

雲 南 市 議 会